

～自社の株価を定期健診しませんか？～

我々中小企業のほとんどは、株式会社です。株式ということは、株価があります。では、御社の株価っていくらになるでしょうか？上場会社と違い、非公開の中小企業の株価は、絶対的な市場による株価はありません。

とはいえ、株式の相続・贈与があった際など、その株式の評価をして課税する必要があることから、会社の財務内容等から税務上の株価評価の方法を、国は通達として決めています。

その評価の算定のための情報として、I 類似業種の株価等とII 土地の路線価があり、毎年発表されるのですが、今年もそれぞれ6月・7月に国税庁より発表されました。

今回、**毎年定期的に自社の税務上の株価をチェックしませんか？**とご提案します。多くの中小企業の悩みの一つが事業承継で、その課題の一つが自社株式の承継です。そこで、毎年株価を把握しておくことで、自社の事業承継スケジュールを具体的にイメージをすることができます。毎年コツコツ贈与を続けているお客様にとっても、毎年の定期的な株価算定は欠かせません。

以下、今年のI・IIのトレンドをご案内します。

I 類似業種の株価等(上昇しました)

株価の動向を見てみると、類似業種の株価水準は全体的に**上昇**しました。前年平均の株価を比較して、昨年対比で全業種平均で124%。業種によって下がったものもありますが、ほぼ軒並み**上昇**した結果が出ました。

なお、株価と一緒に上場会社(類似業種)の配当・利益・純資産のデータも公表されており、株価を含めた全ての要素が自社株式評価に関係するため断定できませんが、この株価データの上昇は**自社株式の評価額上昇に影響するもの**と推察します。

出典:類似業種比準価額計算上の株価等(国税庁HP)

II 土地の路線価(上昇しました)

路線価については、全国平均で4年連続の**上昇**となり、観光地としての需要が大きい沖縄(8.3%)をトップに置いて、五輪を来年に控えた東京(4.9%)、復興に伴う移転需要が落ち着いた宮城(4.4%)、そして福岡(3.6%)・京都(3.1%)などの都市部が上昇率で続きました。

路線価上昇は、個人財産としての土地の評価だけでなく、会社が所有する土地を評価替えして株価を算定することから、**株価計算においても大きな要素**です。

路線価は、その土地の面する道路(路線)に対して、公示地価の8割程度を目安として1㎡あたりの価額を付したものです。全国地図上に路線価が記載されているため、検索も比較的簡単です。

出典:令和元年分の路線価図(国税庁HP)

III まとめ

このように、I 類似業種 II 路線価 のいずれについても、上昇傾向が見られた令和元年分のデータ。今年も多くのお客様に自社の株価の上昇をお伝えすることになるかもしれません。

まずは、会社の株式を評価してみませんか？

- ①過去3期分の決算申告書一式・・・古田土会計のお客様は、当然我々も控えがあります。
- ②令和元年分の固定資産税の納付書・課税明細・・・市役所等より4月以降送付されています。
- ③所有する有価証券の情報・・・証券会社が3ヶ月ごとに発行する取引報告書など
- ④生命保険の証券写し

これらがあれば、一部例外もありますが通常計算が可能です。また、毎年計算させていただいているお客様においても、今年度の①～③をご用意ください。ぜひ定期的に、自社の株価の『健康診断』をしてみませんか？費用のお見積りをさせていただきます。

